

京都市告示第432号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 1月30日

京都市長 門川大作

道路の種類            府道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都日吉美 山線	右京区嵯峨水尾下深谷22番地の1地先内	旧	メートル 32.90	メートル 4.50
		新	32.90	3.90 ~ 16.70
	右京区嵯峨櫛原大水上2番地地先内	旧	23.90	3.50 ~ 5.70
		新	23.90	3.50 ~ 8.24

(建設局土木管理部道路明示課)